

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 株式会社清水銀行

【英訳名】 THE SHIMIZU BANK,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 豊島 勝一郎

【本店の所在の場所】 静岡県静岡市清水区富士見町2番1号

【電話番号】 054(353)5162

【事務連絡者氏名】 取締役総合統括部長 岩山 靖宏

【最寄りの連絡場所】 株式会社清水銀行 東京事務所
東京都中央区日本橋2丁目8番6号

【電話番号】 03(3246)1855

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 勝又 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社清水銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋2丁目8番6号)

1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当行第140期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

会社提案（第1号議案から第6号議案まで）

第1号議案 剰余金処分の件

1 期末配当に関する事項

当行普通株式1株につき金30円 総額286,143,090円

効力発生日 平成27年6月22日

2 その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役として、山田訓史、豊島勝一郎、望月昭宏、野々山茂、望月文人、鈴木壽美子、金田富士夫、東恵子、白川直幸、宇佐美俊二、岩山靖宏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、清明宏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、河野誠を選任する。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

確定金額報酬として、取締役の報酬額を年額270百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）、監査役の報酬額を年額60百万円以内とする。取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動型報酬として、当期純利益を基準とする業績連動型報酬を支給する。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

取締役（社外取締役を除く）に対して、取締役の報酬額とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額36百万円以内の範囲で割り当てる。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た金額とし、各取締役への支給時期および配分については、取締役会に一任する。

新株予約権の内容は、事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限を1,200個とし、目的となる株式の1年間の上限を当行普通株式12,000株とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	可決要件	決議の結果及び賛成割合
1号議案	76,090個	824個	0個	(注) 1	可決 94.58%
2号議案					
山田訓史	72,299個	4,615個	0個	(注) 2	89.87%
豊島勝一郎	72,375個	4,539個	0個		89.96%
望月昭宏	76,073個	841個	0個		94.56%
野々山茂	76,074個	840個	0個		94.56%
望月文人	76,825個	89個	0個		95.50%
鈴木壽美子	59,849個	17,065個	0個		74.39%
金田富士夫	76,817個	97個	0個		95.49%
東恵子	76,826個	88個	0個		95.50%
白川直幸	76,071個	843個	0個		94.56%
宇佐美俊二	76,826個	88個	0個		95.50%
岩山靖宏	76,826個	88個	0個		95.50%
3号議案	76,193個	721個	0個	(注) 2	可決 94.71%
4号議案	58,711個	18,203個	0個	(注) 2	可決 72.98%
5号議案	76,898個	16個	0個	(注) 2	可決 95.59%
6号議案	76,151個	763個	0個	(注) 2	可決 94.66%

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。